部分は、変更部分)

変更案

(放送受信契約書の提出)

- 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の設置の日
 - (3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別

(削除)

- (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- (5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数
- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を 設置しまたはこれを廃止すること等によ り、放送受信契約の種別を変更するときは、 前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放 送受信契約の種別を記載した放送受信契約 書を放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項または第2項の放送受信契約書の 提出は、書面に代えて電話、インターネット 等の通信手段を利用した所定の方法により 行なうことができる。この場合においても、 第1項または第2項に規定する事項を届け 出るものとする。
- 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出 内容を確認するための通知を行なうものと する。
- 5 受信機を設置した者は、第1項から第3 項までの放送受信契約書の提出に際して、 利用している電話番号および電子メールア ドレスを所定の方法により届け出るものと する。

(氏名、住所等の変更)

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た 氏名または住所を変更したときは、直ちに、 その旨を放送局に届け出なければならな い。受信機設置の場所を変更したときも、同 様とする。

現行

(放送受信契約書の提出)

- 第3条 受信機を設置した者は、遅滞なく、次 の事項を記載した放送受信契約書を放送局 (NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提 出しなければならない。ただし、新規に契約 することを要しない場合を除く。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の設置の日
 - (3) 放送受信契約の種別
 - (4) 受信することのできる放送の種類および受信機の数
 - (5) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所

(新設)

- 2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を 設置しまたはこれを廃止すること等によ り、放送受信契約の種別を変更するときは、 前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放 送受信契約の種別を記載した放送受信契約 書を放送局に提出しなければならない。
- 3 第1項または第2項の放送受信契約書の 提出は、書面に代えて電話、インターネット 等の通信手段を利用した所定の方法により 行なうことができる。この場合においても、 第1項または第2項に規定する事項を届け 出るものとする。
- 4 前項による放送受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出 内容を確認するための通知を行なうものと する。

(新設)

(氏名、住所等の変更)

第8条 放送受信契約者が放送局に届け出た 氏名または住所を変更したときは、直ちに、 その旨を放送局に届け出なければならな い。受信機設置の場所を変更したときも、同 様とする。

変更案

- 2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。
- 3 放送受信契約者が放送局に届け出た電話 番号または電子メールアドレスを変更した ときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出 るものとする。

(放送受信契約の解約)

- 第9条 放送受信契約者が受信機を廃止する こと等により、放送受信契約を要しないこ ととなったときは、直ちに、次の事項を放送 局に届け出なければならない。
- (1) 放送受信契約者の氏名および住所 (削除)
 - (2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - (3) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置していた場合は放送受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
 - (4) 放送受信契約を要しないこととなった 事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に 該当する事実を確認できたときは、放送受 信契約は、前項の届け出があった日に解約 されたものとする。ただし、放送受信契約者 が非常災害により前項の届け出をすること ができなかったものと認めるときは、当該 非常災害の発生の日に解約されたものとす ることがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽 があることが判明した場合、届け出時に遡 り、放送受信契約は解約されないものとす ることができる。

現行

2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により放送受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該放送受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該放送受信契約者にその旨を通知するものとする。

(新設)

(放送受信契約の解約)

- 第9条 放送受信契約者が受信機を廃止する こと等により、放送受信契約を要しないこ ととなったときは、直ちに、次の事項を放送 局に届け出なければならない。
 - (1) 放送受信契約者の氏名および住所
 - (2) 放送受信契約を要しないこととなる受信機の数
 - (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所

(新設)

- (4) 放送受信契約を要しないこととなった 事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に 該当する事実を確認できたときは、放送受 信契約は、前項の届け出があった日に解約 されたものとする。ただし、放送受信契約者 が非常災害により前項の届け出をすること ができなかったものと認めるときは、当該 非常災害の発生の日に解約されたものとす ることがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽 があることが判明した場合、届け出時に遡 り、放送受信契約は解約されないものとす ることができる。

変更案

付則

(施行期日)

1 この規約は、<u>令和4年4月1日</u>から施行 する。

<u>(電話番号および電子メールアドレスの届け</u> 出に関する経過規定)

2 令和4年4月1日より前に放送受信契約 書を提出した者については、同日以降、住所 変更、放送受信契約の種別の変更その他の この規約に定める各種の手続きを行なうと きに、第3条第5項に定める電話番号およ び電子メールアドレスを放送局に届け出る ものとする。ただし、すでに届け出ている場 合はこの限りではない。

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

<u>3</u> (略)

<u>4</u> (略)

(アナログ放送の終了に関する措置)

5 (略)

<u>6</u> (略)

- 7 NHKは、付則第5項の届け出の内容に 虚偽があることが判明した場合、アナログ 放送終了日に遡り、放送受信契約が終了し ないものとすることができる。
- 8 付則第6項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終づした放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第6項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

9 (略)

10 付則第6項および第7項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第9項各号」

現行

付則 (施行期日)

1 この規約は、<u>令和3年10月1日</u>から施 行する。

(新設)

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

2 (略)

3 (略)

(アナログ放送の終了に関する措置)

<u>4</u> (略)

5 (略)

- 6 NHKは、付則第4項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとすることができる。
- 7 付則第5項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第5項の規定により放送受信契約が終づした放送受信契約者における付則第2項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第5項の規定により放送では、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

8 (略)

9 付則第<u>5</u>項および第<u>6</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第8項各号」

変更案	現行
と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第 <u>5</u> 項の届け出」とあるのは「付則第 <u>9</u> 項の提出」と読み替えるものとする。	と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第 <u>4</u> 項の届け出」とあるのは「付則第 <u>8</u> 項の提出」と読み替えるものとする。
(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置) 11 (略)	(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)10(略)